

「山陽小野田市デジタルデバイド対策業務」公募型プロポーザルの実施に係る質問に対する回答について

標記の件について、6件の質問がありましたので、以下のとおり回答します。

No.	参照資料	頁	項目	質問内容	回答
1	仕様書	1	2 委託業務の概要について (1)「スマホ教室」の概要	「会場ごとに全3回の対面形式の『スマホ教室』を開催すること。なお、各会場が毎回、同じ曜日かつ時間に開催できるように、山陽小野田市と協議の上、日程を決定すること。」と記載がありますが、必ずしも3週連続で開催する必要はないという認識で間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	仕様書	2	2 委託業務の概要について (1)「スマホ教室」の概要 カ「スマホ教室」の講座内容	「なお、特定のOSまたは特定の機種に限定されない汎用的な内容になっていること。」と記載がありますが、例えばiOSとAndroidでLINEトークのバックアップ先サービスが異なりますので、その場合、異なる二通りの方法を含めた内容にすることに問題はありませんでしょうか。	問題ありません。
3	仕様書	2	2 委託業務の概要について (2)「養成講座」の概要 オ 対象者	対象者として記載の「一般的な知識とスキル」とは、(1)『カ「スマホ教室」の講座内容の（例）【講座】』に例示されている内容レベルに等しいと考えて問題ないでしょうか。	問題ありません。
4	仕様書	2	2 委託業務の概要について (2)「養成講座」の概要 オ 対象者	養成講座の受講希望者が対象者のレベルに達しているかの判断及び選定は、すべて受託者が行うという認識で間違いないでしょうか。	仕様書に記載のあるように、この度のスマホ教室受講者、また、スマホ操作に一般的な知識とスキルがある方を対象として募集しますので、受講者の選定をすることなく、申込者すべての方を受講させていただきようお願いします。

5	仕様書	3	2 委託業務の概要について (4)「スマホサポーター （仮称）」の「スマホ教室」への活用	「『スマホサポーター（仮称）』（5名程度）の中から各回1・2名程度を、配置すること」とありますが、各回スマホ教室の参加申込者の人数に応じて、受託者確保分も含むアシスタント数を調整することに問題ないでしょうか。	問題ありません。
6	仕様書	4	2 委託業務の概要について (6)業務体制等 ア アシスタント	「本業務を実施するにあたり、(4)の『スマホサポーター（仮称）』とは別に、講師及び少なくとも3名のアシスタントを確保すること」と記載がありますが、スマホ講座だけでなく養成講座にもアシスタントを各回数名配置するという認識で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。 ※養成講座は、小野田地域交流センター、厚狭地域交流センターで、それぞれ一回ずつ実施していただくようになります。